

阿賀野市告示第215号

阿賀野市学校給食用物資納入業者登録要綱を次のように定める。

令和6年12月23日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校及び学校給食センターにおける給食用物資の調達について、その品質を保持した上で、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資納入業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食用物資の定義)

第2条 この告示において、「給食用物資」とは、学校給食に使用する食材をいう。ただし、次に掲げるものは、対象外とする。

- (1) 新潟県が学校給食用牛乳供給事業供給価格決定要領により、供給価格及び供給事業者を決定する学校給食用牛乳
- (2) 精米
- (3) 市内農産物生産者等が一時的に納入する農産物等
- (4) 阿賀野市財務規則第129条第3項第3号の契約に該当する物資

(登録の申請)

第3条 物資の納入を希望する事業者（以下「事業者」という。）は、阿賀野市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（第1号様式）その他必要書類（以下「申請書類」という）を、市長に提出するものとする。

(登録の申請期間)

第4条 前条の規定による登録申請は、令和7年を初年とする2年ごとの年（以下「定期申請年」という。）の1月1日から1月31日までの間に行わなければならない。ただし、新たに申請を希望する事業者は、随時に申請を行うことができる。

(審査、登録)

第5条 市長は、申請書類を受理したときは、資格審査を行い、登録資格を与えることが適当と認められるときは、阿賀野市学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 前条の規定により審査を受けた登録資格の有効期間は、定期申請を行

った者にあつては申請年の4月1日から2年間とし、新たに申請を行った者にあつては、申請を行った日の属する月の翌々月の1日から当該定期申請年の3月31日までの期間とする。

(基本契約書の締結)

第7条 市長と名簿に登載された事業者（以下「登録事業者」という）は、阿賀野市学校給食用物資納入基本契約書（第2号様式）を毎年度、締結するものとする。

(変更の届出)

第8条 登録事業者は、登録した内容に変更を生じた場合は、速やかに変更内容を記載した申請書類を市長へ提出するものとする。

(廃業等の届出)

第9条 登録事業者が廃業等により登録を取り消す場合は、遅滞なく廃業等届出書（第3号様式）を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、名簿から削除することができるものとする。

(1) 第3条において提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき

(2) 第7条の規定により締結した契約に違反したとき

(3) その営業に関し必要な許可、許可等の取消しを受けたとき

(4) 第8条の規定による届出をしなかったとき

(5) その他学校給食の運営に当たり、著しく適性を欠くと認められるとき

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月23日から施行する。

阿賀野市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

住所
申請者 会社名
代表者名

阿賀野市が発注する学校給食用物資納入に係る登録を申請します。
また併せて、以下の事項について誓約します。万一、この誓約に反した場合は、阿賀野市学校給食用物資納入業者登録の抹消、契約解除等のいかなる措置を受けても意義を申し立てません。

- ・この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないこと。
- ・食品衛生法等の食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守し、給食業務に支障をきたさないこと。
- ・随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じること。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、阿賀野市の競争入札に参加させないこととされた者に該当しないこと。
- ・申請者及び申請者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有していないこと。

1 申請者

所在地又は住所	〒 _____												
フリガナ												使用印 [*]	
商号又は名称													
フリガナ													
代表者職・氏名													
連絡先	電話						FAX						
メールアドレス													
担当者名													
振込先金融機関	金融機関名						支店名						
	金融機関コード					支店コード					口座種別	普通・当座・別段	
	口座番号					7桁に満たない場合は頭に0を必要数付けて7桁にしてください。 郵便局で8桁の場合は下ひと桁の1を抜いて7桁にしてください。							
	口座名義人 (カナ)												
	口座名義人 (漢字等)												

※「使用印」の欄は、見積書及び契約書等に使用する印鑑を押印してください。
次のいずれか「役職印（代表取締役印等）」 「社印と個人印の2つ併用」 「個人印（個人事業者のみ）」

2 事業及び施設概要

開業年月日	年 月 日	従業員	名
業態	(個人・法人)	資本金	
代表責任者		工場所在地	
会計責任者		工場建物面積	m ²
営業責任者		工場責任者	
輸送方法 (該当するものに○)	貨物車 (大型・普通・軽白) 冷凍車 保冷車 冷蔵車 その他 ()		

裏面に続く

(裏面)第1号様式 (第3条関係)

3 取扱給食用物資

(該当するものに○)

1	精米・パン・麺	
2	食肉類	
3	野菜・果物類	
4	食品総合 (チルド・冷凍・乾物等)	
5	調味料 (味噌、醤油 等)	

6	乳製品、ジュース・デザート 等	
7	豆腐・油揚げ・生揚げ・おから	
8	こんにゃく・しらたき	
9	その他	

※農産物の生産者の場合、以下の欄に具体的に農産物名を記入

--

※食品製造業を兼ねている場合は、以下の欄に製造している具体的な供給可能物資名を記入

--

※2食肉類または3野菜・果物類に○の場合、供給ルート (仕入先) を記入

--

4 納入希望調理場

(該当するものに○)

安田学校給食センター		京ヶ瀬学校給食センター		水原小学校	
水原中学校		笹岡小学校・神山小学校		認定こども園京ヶ瀬幼稚園	

5 食品衛生法に基づく営業許可・届出有無

(該当するものに○をし、必要事項を記入。営業許可・営業届出不要の業者は無に○をする。)

許可	有・無	業種	許可番号

届出	有・無	業種

6 添付書類

本申請書提出時は、次の書類を添付してください。

- (1) 業務経歴書類 (事業パンフレット等)
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可が必要な事業者は、営業許可証の写し
- (3) 食品衛生法に基づく営業の届出が必要な事業者は、食品衛生責任者資格者証の写し
- (4) 青果物の販売者で、新潟中央卸売市場における仲卸業者または売買参加者の場合、仲卸章または参加章の写し。
- (5) 法人の場合、直前営業年度に係る本市の市税の納税証明書 (本市に営業所を有しない者にあたっては、法人税の納税証明書)
- (6) 個人の場合、本市の納税証明書 (本市に住所を有しない者にあたっては、所得税の納税証明書)
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ (5)~(7)について、すでに本市の入札参加資格を有している場合は不要とする。

第2号様式（第7条関係）

阿賀野市学校給食用物資納入基本契約書

学校給食用物資の供給について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者が発行する注文書及び納入条件に従って、学校給食の重要性をよく理解し、施設の衛生面に十分配慮し、物資については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守するとともに、要望事項をふまえ給食業務に支障をきたさないよう新鮮・良質・衛生的なものを、発注者に納入するものとする。

（納入品目・納入場所）

第2条 受注者は、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、学校給食センターに学校給食用物資を納入するものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、 年4月1日から 年3月31日までとする。

2 契約期間中に受注者が契約書の内容に違反した場合及び契約を履行しない場合には、発注者は契約を解除する事ができる。

（契約保証金）

第4条 この契約に係る契約保証金は免除する。

（価格）

第5条 受注者が発注者に売渡す物資の価格は、時価（発注を受けた時の価格）とし、発注者からの依頼により見積額を提示する。

（報告等）

第6条 受注者の営業内容及びその他著しい変更が生じた場合は速やかに発注者に報告するとともに改めて書面を届出すること。

2 受注者の家族及び従業員の中に病気（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症）が発生した場合は、速やかに報告するとともに医師の診断書を添えて届出すること。ただし、発注者が不要と認めた場合は、この限りではない。

（検便）

第7条 発注者は、必要に応じて受注者に検便結果の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の求めがあったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

（連絡）

第8条 発注者及び受注者の連絡方法は、急を要する場合は電話、重要事項については電話、FAX、電子メール及び文書等によるものとする。

（発注）

第9条 発注は、発注書によるものとする。ただし、軽微な注文内容の変更をする場合及び急を要する場合は、この限りでない。

2 学級以上の単位で給食を実施しないこととした場合については、連絡期日、対応

について受注者と発注者との協議のうえ、決定するものとする。

(納品期限)

第10条 受注者は、発注者が指定する期日までに物資を納入するものとする。

(検収)

第11条 受注者は、物資納入に際して、必ず発注者の検収を受けなければならない。

2 検収の結果、不適格品又は計量不足であるときは、発注者は受注者に対し新たに適正品と交換納入、又は不足量の納入を請求することができる。

3 受注者は前項の請求があった場合は、すみやかに適正品と交換、又は不足量の納入をしなければならない。なお、発生する費用は受注者が負担するものとする。

(支払)

第12条 受注者は、前条の検収に合格したときは、納入した物資代金を毎月末で締め切り、発注者に請求書を提出するものとする。

2 発注者は、受注者からの支払い請求書を受領した後は、速やかに支払うものとする。なお、あらかじめ支払遅延が想定される場合には、発注者と受注者との協議のうえ、処理するものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次に該当する場合、契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約事項に違反したとき。又は、この契約事項が適切に履行される見込みがないと認められるとき。

(反社会的勢力の排除)

第14条 受注者は、発注者に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこ

と。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、発注者から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他前各号に準ずる行為

2 受注者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、発注者は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、発注者に対し、発注者の被った損害を賠償するものとする。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し、一切の請求を行わない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 発注者は、受注者が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、両者協議の上、対応するものとする。

(契約外事項の処理)

第16条 この契約書に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者との協議のうえ、処理するものとする。

本契約の証として、本通2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市

阿賀野市長

受注者

廃業等届出

年 月 日

阿賀野市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
(又は届出者氏名)

阿賀野市学校給食用物資納入業者登録要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の事由

廃業 ・ 合併等 ・ 合併等 ・ 辞退

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

3 廃業等に係る法人又は個人

住 所
商号又は名称
代 表 者